

議案第40号

湯梨浜町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町土地開発基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月2日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町土地開発基金条例の一部を改正する条例

湯梨浜町土地開発基金条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(運用) 第 3 条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。	(運用) 第 3 条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。 <u>2 町長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を湯梨浜町土地開発公社に貸し付けて運用することができる。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。